

資 料
(その4)

平成17年5月27日(金)

株式会社 オリентコーポレーション

代表取締役会長 飯島 巖

って無効であることに変わりはないので、債務者の不払いのときに、債権者が支払を請求することができないのは、従来と同様である。Dの部分は、債務者の任意の支払を有効とみなす部分であることから任意ゾーンと呼ばれている。

6-3

どのような支払が「有効な利息の債務の弁済」とみなされるのか

第四三条関係

- (一) 第四三条第一項柱書は、
- ① 貸金業者が業として行なう金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき
 - ② 債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において
 - ③ その支払が第一項各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、利息制限法第一条第一項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす
- と規定している。
- (二) まず(一)の①により、第四三条が適用されるのは、貸金業者(第三条第一項の登録を受けて貸金業を営む

者)が業として行なう金銭消費貸借上の利息の契約に基づく支払に限られる。したがって、貸金業者が、貸金業者ではないが金銭の貸付けを業とする者(問1-2参照)または一般私人の貸付契約に基づく債権を譲り受けてその債権に基づく利息を受領しても、その弁済は有効なものとはみなされない。逆に、貸金業者の貸付契約に基づく債権を他の貸金業者または一般私人等が譲り受けたときには、第四三条第一項の適用があることとなる。

なお第四三条第一項は、利息制限法の特則となるものであるから、ここでいう利息は、同法第三条のみなし利息を含むものとして、定義が統一されている。

(三) 次に、(一)の②の部分によって、債務者が「任意に」支払った利息であることが本条の適用の要件となっている。

利息制限法第一条第二項にいう「任意」とは、一般に詐欺、錯誤、強迫が認められず、かつ強制執行によって強制的に弁済にあてられた場合を除くものと解されており、貸金業規制法第四条の「任意」もこれと変わることはないものと解される。

(四) さらに、(一)の③によって、利息の支払が第四三条第一項各号に掲げる要件を充足した支払でなくして有効な債務の弁済とはみなされない。

各号の要件は次の二つである。そもそも、利息制限法の特則となる第四三条を設けた最大の趣旨は、貸金業者が第七条または第一八条に従って書面を交付することとなれば、その書面は、現行利息制限法の法体系下では元本充当・返還請求訴訟において債務者の側に決定的に有利な証拠となることが予想される

ため、第一七条、第一八条の行為規制条項を有効なものとするために任意ゾーンを創設することにあつた（問6-2参照）。第四三条第一項第一号および第二号の要件は、これを欠く場合には、そもそも任意ゾーンを創設することとなつた前提を覆すことになるため設けられたものである。

(1) 第一号

第一七条の規定により書面を交付している者に対する支払であることが要件とされている。

第一七条は第一項で、貸金業者は、①貸付けに係る契約を締結したときは、②遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、③第一項各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を、④その相手方に交付しなければならない、と規定している。

また同条第二項は、貸金業者は、①貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、②遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、③第一項各号に掲げる事項を記載した書面および当該保証契約の内容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを記載した書面を、④当該保証人に交付しなければならない、と規定している。

これが第一七条に関する貸金業者の義務であり、次に詳説するが、これらの規定は、第二四条第二項において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について準用されているので、債権の譲受人も同様の義務を負うこととなる。当然のことながら、譲受人が貸金業者である場合にも、当該譲受人は譲り受けた債権については同じ義務を負う。

(イ) 保証契約も締結されておらず債権の譲渡もない場合

貸金業者は、債務者に対して第一七条第一項の規定に従つて書面を交付していなければ第四三条の適用は受けない。したがつてもそも書面を交付していない場合はもとより、書面が交付されていても、記載もれ（第一七条第一項各号の記載事項のうちどれかを欠いている場合）や虚偽記載があつたり、「遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより」交付していなかったり、貸付けに係る契約の相手方に交付していない場合等、交付の仕方が第一七条第一項に規定する要件を充足していない場合にも、第四三条の適用は受けない。

(ロ) 債権譲渡はないが、貸金業者が保証契約を締結している場合

貸金業者が主たる債務者に対して、(イ)で説明したと同じ義務を果たしていないと、主たる債務者がした支払が有効な弁済とみなされないことは同じである。

これに加えて保証契約を締結している場合には、貸金業者は第一七条第二項により保証人に対しても書面を交付することが義務づけられており、この書面を交付していない場合（交付していても交付の仕方が第一七条第二項の要件を満たしていない場合を含むことは、(イ)と同様である）の保証人の支払は有効な弁済とはみなされない。

主債務者には第一七条第一項の規定により書面を交付したが保証人に第一七条第二項の規定により書面を交付していない場合における主債務者のした支払、逆に保証人には書面を交付したが主債務者には書面を交付していない場合における保証人のした支払は、それぞれ書面の交付を受けた者が書面交付をした者に支払う場合であるから、第四三条第一項第一号の規定に該当し、有効な弁済とみなされうる。

（ハ）債権が譲渡された場合

債権の譲受人は、前述のように第二四条第二項の規定により第一七条が準用されているため、第一七条に關して貸付けに係る契約および当該契約について保証契約を締結した貸金業者と同様の義務を負う。

この場合の書面交付は、第二四条第二項の規定により読み替えられた第一七条の規定に従うため、第一項は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲受人は、①当該債権を譲り受けたときは、②遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、③第二四条第二項の規定によって読み替えられた第一七条第一項各号に掲げる事項について当該譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を、④当該譲り受けた債権に係る債務者に交付しなければならない、という規定となる。

同様に、第二項は、債権の譲受人は、①当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているときまたは新たに保証契約を締結したときは、②遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、③第二四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号に掲げる事項を記載した書面および当該保証契約の内容を明らかにする事項で大蔵省令で定めるものを記載した書面を、④当該保証人に交付しなければならない、との規定となる（これらの規定については巻末資料(9)参照）。

債権の譲受人がこの義務を果たしているときに、書面を交付した相手方がした支払は、第四三条の適用を受ける。

これは、（ロ）と同様、債権の譲受人が保証人に書面を交付していない場合でも、主債務者に書面を交付していれば、主債務者からの弁済は有効なものともみなされうるし、逆の場合も同様である。

さらに、債権を譲渡した貸金業者が第一七条第一項または第二項の義務を怠っているも、債権の譲受人において、これらの書面を交付している場合には、その交付をした相手方がした支払は、有効な弁済とみなされうる。

これが第四三条第一項第一号において「書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する」支払と規定した趣旨であって、法律関係をいたずらに複雑化しないためにとられた措置である。

(2) 第二号

第一八条の規定により書面を交付した場合における支払であることが要件とされている。

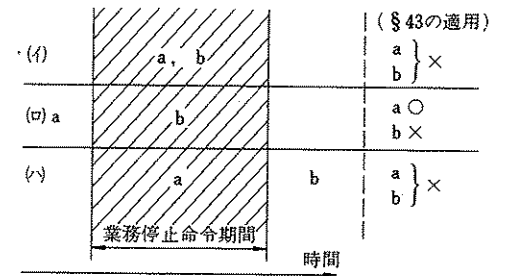
第一八条第一項は、貸金業者は、①貸付けの契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けたときは、②そのつど、ただし、大蔵省令で定めるところにより、③第一項各号に掲げる事項を記載した書面を、④当該弁済をした者に交付しなければならない、と規定している（ただし、第二項により、特殊な場合にはこの規定は適用されないこととされている）。

また、第一八条は、第二四条第二項において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について準用されているので、債権の譲受人も同様の義務を負う。

第四三条第一項第二号は、第一号と異なり、個別の支払ごとに、貸金業者が書面を交付していたか、いなかったかで第四三条の適用・非適用が分かれる（書面が交付されている場合には有効とみなし、交付されていない場合には有効とみなさない）仕組みになっている。

書面をまったく交付しない場合のみでなく、交付の仕方が第一八条第一項の規定に従っていない場合も

図6-3 第43条第2項第1号に該当するケース



a : 貸付けに係る契約
b : 当該契約に係る保証契約

三号にわたって掲げている。この三つの場合は、いずれも法違反の貸付契約をした場合であって、こうした場合にまで任意支払の有効性を認める必要はないとの判断によるものである。

(1) 第一号

貸金業者が、第三六条の規定によって業務の停止を命ぜられたケースで、①その命令に違反して貸付けの契約（貸付けに係る契約または当該契約に係る保証契約）が締結された場合および②命令に違反して締結された貸付けに係る契約について保証契約が締結された場合においては、これらに基づく支払については第四三条第一項は適用されない。図6-3でハのケースは、①によりaに基づく支払、bに基づく支払双方

とも非適用、ロのケースは、やはり①によりbに基づく支払のみが非適用、ハのケースは、aが①により、bが②により、それに基づく支払はいずれも非適用となる。

(2) 第二号

物価統制令（昭和二年勅令第一一八号）第二二条は、抱合せ・負担付行為を禁止しており、この規定に違反して締結された貸付けの契約または同条の規定に違反して締結された貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払には、第四三条の適用はない。要するに本契約であれ、保証契約であれ、抱合せ行為等があった場合には当該違反の契約に基づく支払について第四三条は非適用、本契約に抱合せ行為等があれば保証契約に抱合せ行為等がなくても、保証契約に基づく支払について第四三条は非適用である旨を定めている。

(3) 第三号

出資法第五条第二項（貸金業規制法第四三条第二項第三号中の「第五条第一項」は、出資法一部改正法附則第一三項により「第五条第二項」に改められている。従来は、貸金業者であると一般私人であるとを問わず、第五条第一項に刑罰金利が規定されていたのであるが、出資法一部改正法により、貸金業者についての刑罰金利を、別に第五条第二項を設けて規定することとなったことに伴うものである。）の規定に違反して刑罰金利以上の貸付けを行なった場合には、刑罰金利を超える部分のみならず、利息制限法第一条第一項に規定する金利を超える部分すべてについて、任意支払の有効性を認めない趣旨である。

ハ 第四三条第三項は、利息制限法第四条第一項に定める賠償額の予定の制限額を超える支払について

第四三条第一項第二号に該当しないことは、(1)と同じである。また、債権の譲受人についても貸付契約を締結した貸金業者の場合とまったく同様、個別の弁済の受領ごとに第一八条の規定に基づいて書面を交付したか否かで第四三条の適用・非適用が分かれる。

なお、第一八条第二項に規定する場合に該当し、かつ、債権者から書面の交付の請求がない場合は、第一八条第一項の適用がそもそもないから、第四三条第一項第二号によって第四三条が非適用となることはない。

ハ 第四三条第二項は、同条第一項が適用されない場合を、

て、第四三条第一項および第二項を準用することによって任意ゾーンを設けることとしたものである。賠償額の支払については、問6-1で説明は省略したが、利息の過払いの場合とまったく同じように元本充当・返還請求権が認められており、これについても任意ゾーンを設ける必要のあることは利息の過払いの場合とまったく同じであって区別する理由はないことから、こうした準用規定をおくこととされたものである。

6-4

任意ゾーンの創設に伴って経過措置が定められているが、その内容はどのようなものか

貸金業規制法附則第六条関係

(一) 貸金業者の貸付契約に基づく利息の支払は、前述のように要件さえ整っていれば利息制限法の規定にかかわらず、有効な弁済とみなされることとなった。附則第六条は、これを定めた第四三条の規定がこの法律の施行後にした契約に基づく支払についてのみ適用される旨を定めている。第四三条の規定は、任意ゾーンを創設する必要性は別として、債務者の不利益になる規定であることには相違ないので、こうした規定を法の施行前にした契約についてまで適用するのは好ましくないとの判断によるものである。

(二) 第四三条は、登録を受けた貸金業者のした貸付けの契約に基づく利息の支払についてだけ適用され

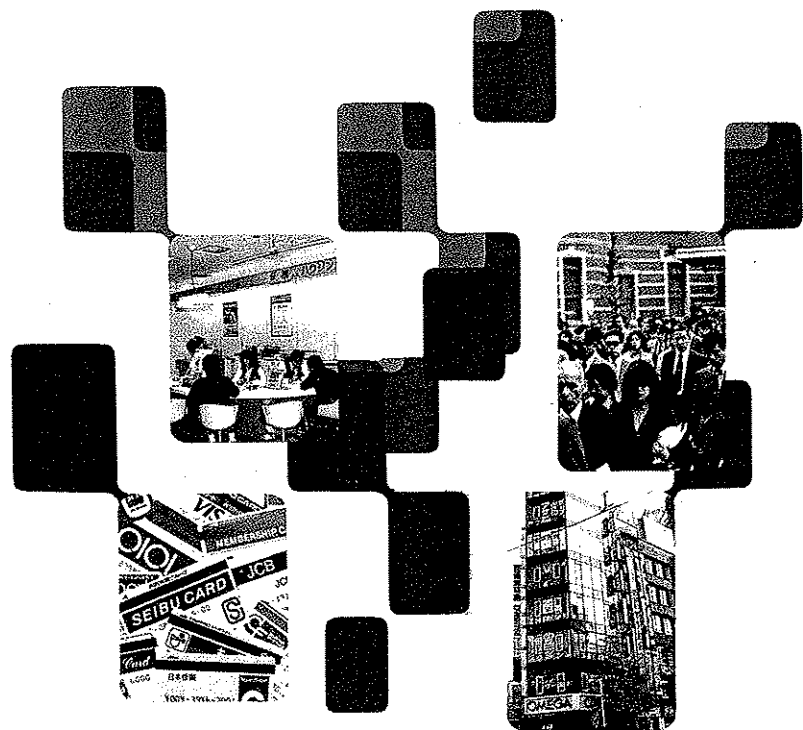
る条文である。したがって、附則第三条により従来の出資法第七条の届出をして営業していた貸金業者が、原則として一年間、未登録のまま営業が認められている経過期間中の貸付契約に基づく支払については、適用されない(附則第三条第二項)。こうした業者には、第一七条および第一八条を含む業務の規制を受けながら、任意ゾーンの適用は受けないという期間が一時的にはあるが、存在することとなる(問8-2参照)。

任意ゾーンを創設する必要性が、単に第一七条および第一八条の書面の交付の義務づけだけに求められるのではなく、行政庁が登録した業者の取引が個別に不安定な状態におかれることを避けるという目的もあり、こうした規定となったものである。

一問一答 貸金業規制法

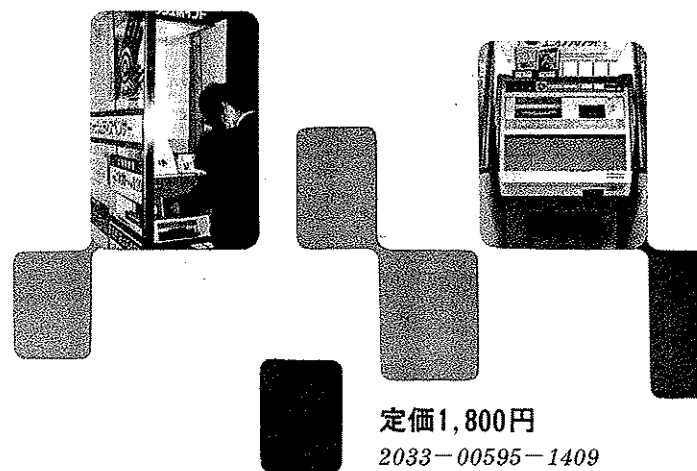
の解説

大蔵省銀行局内
貸金業関係法令研究会編



一問一答 貸金業規制法の解説

大蔵省銀行局内
貸金業関係法令研究会編



定価1,800円
2033-00595-1409

一問一答貸金業規制法の解説

定価1800円

昭和58年6月7日 第1刷発行

検印	編者	大蔵省銀行局内 貸金業関係法令研究会
省略	発行者	戸部 虎 夫
	印刷所	株 太 平 印 刷 社

〒160 東京都新宿区南元町19

発行所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

販売所 株式会社 キ ン ザ イ

TEL03(358)0011(代) 振替 東京 8-155845

落丁・乱丁はおとりかえします。

2033-00595-1409